

検証・評価・企画委員会（第2回、第3回）における各委員発言
〔職務発明制度、人財育成関係〕

1. 職務発明制度

- 産業界としては法人帰属・対価請求権なしを要望する。現行制度では訴訟リスクがあり国際競争上不利。対価請求権をなくしても企業が研究者へのインセンティブ施策をなくするようなことはあり得ない。大学やスーパー研究者については「契約による別段の定め」等の例外的な配慮をし、必要であれば補償の社内規則を設けて支払うという項目を設けることも有り得る。法人帰属に変えた場合の問題の有無については、法人帰属を採用している国の状況を調査するのがよい。
- 発明者のインセンティブ確保は大事であり、法人帰属には反対であるが、対価請求権については問題があり、フレキシブルなものにした方がよい。
- 対価請求権については、特に中小企業では経営者と従業員が Win-Win の関係であるべきであり、フレキシブルなものがよい。産業界が法やガイドラインでコミットすることも、裁判所が額を決めるようなことがなければ積極的に考えたい。
- 中小企業の意見を聞くべき。中小企業は既に産業界が推奨しているやり方で運用している。
- 特許法35条を廃止し契約自由の原則にするのが分かりやすいし賛成。規制緩和の方向性にも合致。
- 今までお金をもらっていた研究者が契約にあっさりサインするとは思えない。現状を見れば契約型は困難。

2. 政府が中心となった人財育成の場の整備

- 国がリーダーシップを取って進めて行くべき。
- 求められる知財マネジメントが刻々と変わる中、現在グローバル企業で活躍している経営層の人財等を講師として招くなどのプログラムを設け、国でしかできない知財教育をロードマップを作ってしっかりと進めて欲しい。
- 海外の教育機関等で実施されている研修プログラムを参考にするとともに、活用することも検討すべき。
- 企業の取締役に対しても研修を実施すべき。企業の幹部クラスは、ビジネススクールのエグゼクティブコース等に参加するので、このようなコースに知財の授業を取り込めばよいのではないか。
- 中々海外に行くチャンスがない方々に JETRO に知財人財を送り込むスキーム等を利用して経験を積ませるための支援を行うべき。
- エリートを育成するのに適した少人数制とするのは賛成。
- 知財の世界でも MOOC (Massive Open Online Course) 等の新しい授業形式を採用すべき。
- グローバル知財人財の育成は重要だが、その前段階として高校・大学・ロースクールや工業高校等での知財教育を文部科学省とも連携をしながら充実させるべき。